

平成26年3月より、納税証明書の発行や保険証の再交付申請時に本人確認を実施します。

現在、鏡野町では「戸籍の証明書・住民異動届や住民票の写しの請求」については法律に基づいて本人確認を行っていますが、さらに個人情報保護を確保し、なりすましによる証明書の不正な取得の防止を図るため、納税証明書の交付請求時等の本人確認を平成26年3月から実施します。皆様には、ご負担をおかけしますがご協力をお願いいたします。

平成26年3月から本人確認を行う窓口・事務

窓 口	事 務
住民税務課	所得証明書、課税証明書又は納税証明書の交付請求、固定資産証明書の交付請求、固定資産税課税台帳の閲覧請求、臨時運行許可申請、国民年金の給付に関する請求、国民年金の資格取得等届出
保健福祉課	国民健康保険等異動の届出、国民健康保険被保険者証等の交付又は再交付申請、介護保険被保険者証の再交付申請、後期高齢者医療被保険者資格取得等届出、後期高齢者医療被保険者証の交付又は再交付申請

必要な本人確認書類

- 1. 官公署の発行した顔写真入りの書類**（次の書類のうち1点を提示してください。）
 〈該当する書類の名称〉運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード（顔写真入りのもの）、身体障害者手帳、宅地建物取引主任者証、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、無縁従事者免許証、療育手帳、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限り、在留カード、特別永住者証明書など）
 - 2. 法令に基づき発行された書類**（次の書類のうち1点を提示してください。）
 〈該当する書類の名称〉健康保険または後期高齢者医療の被保険者証、各種年金証書または年金手帳、住民基本台帳カード（顔写真無しのもの）、介護保険被保険者証、各種医療証、恩給証書など
 - 3. 本人に交付された書類で、本人名義のもの**（次の書類のうち2点を提示してください。）
 〈該当する書類の名称〉社員証または学生証、貯金通帳またはキャッシュカード、消印のある本人宛郵便物（現住所あて）など
- ※代理人の方は、委任状などの代理権限の確認と代理人の本人確認をさせていただきます。
 ※ご本人が入院中・高齢・病気などの理由により、代理人の方が代わって申請する場合は、事前にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

住民税務課（所得証明書など） 電話(0868)(54-26985)
 保健福祉課（介護保険被保険者証など） 電話(0868)(54-26986)

新成人の皆さん おめでとうございます

20歳になったら国民年金

国民年金は、若い時に公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年を取った時や病気やケガで障害が残った時、家族の働き手が亡くなった時に、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります。

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任を持って運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、年を取った時の老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残った時に受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある妻」や「子」）が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

★学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

★若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

お問い合わせ先

住民税務課 年金係 電話(0868)(54-26985)
 津山年金事務所 電話(0868)(31-23663)